

東京都北区住宅用家屋証明事務施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月十三日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月二十一日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第三十九号

東京都北区組織規程の一部を改正する規則

東京都北区組織規程（昭和五十年四月東京都北区規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「担当室」を「区長室」に改め、同条総務部の部総務課の項の次に次のように加える。

区長室

第九条第一項中「担当室にあつては担当室長」を「区長室にあつては区長室長」に改め、同条第二項中「総務部及び」を「政策経営部に担当室長を置き、総務部及び」に改める。

第十条企画課の部第一号中「こと」の下に「（他に規定するものを除く。）」を加え、同部に次のように加える。

課務担当主査

- 一 庁内の横断的な課題に関する調整及び連携推進に関すること。
- 二 公民連携に関すること。

第十条広報課の部第四号及び第五号中「こと」の下に「（他に規定するものを除く。）」を加え、同部第七号中「外国人相談」を「区民相談」に改める。

第十一条 総務課の部中 「課務担当主査
一 秘書事務に関すること。」
を削り、同部の次に次のように加える。

区長室

- 一 渉外事務に関すること。
- 二 区長と区民との対話に関すること。
- 三 秘書事務に関すること。

第十二条の二 環境課の部環境政策係の項第七号中「新エネルギー機器」を「再生可能エネルギー機器」に改める。

付 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

東京都北区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月二十九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第四十号

東京都北区公印規則の一部を改正する規則

東京都北区公印規則（昭和三十二年八月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都北区室長印の項の次に次のように加える。

東京都北区 担当室長印	32 の 6	同	同	担当室長付きの 庶務担当主査
----------------	--------------	---	---	-------------------

別表第一東京都北区担当室長印の項中「東京都北区担当室長印」を「東京都北区区長室長印」に、「担当室長付きの庶務担当主査」を「区長室の庶務担当主査」に改める。

別表第二32の5の項の次に次のように加える。

32の6		
東京都北区	何部何担	担当室長印

別表第二38の3の項を次のように改める。

別記第五号様式中

01 市 長 官 署 印	6 公 司 の ひ な 型

に改める。

別記第三号様式中

6 公 司 の ひ な 型	
---------------------------------	--

を

38の3		
区 長 室 長 印	総 務 部	東 京 都 北 区

別記第六号様式中

副込みを必要とする理由	
-------------	--

を

6 その他必要な事項	
7 担当・連絡先	

に改める。

6 その他必要な事項

を

1 (施行期日)
この規則は、令和五年七月一日から施行する。

付 則

電子公印を必要とする理由	
担当・連絡先	

に改める。

電子公印を必要とする理由	
--------------	--

を

別記第七号様式中

副次を必要とする理由	
担当・連絡先	

に改める。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区公印規則別記第三号様式及び第五号様式から第七号様式までの規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第四十一号

職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の住居手当に関する規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項各号中「家族」を「世帯の構成員」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第四十二号

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年六月東京都北区規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「配偶者が」を「配偶者又はパートナ－シップ関係の相手方が」に、「配偶者の」を「配偶者若しくはパートナ－シップ関係の相手方の」に改め、同条第二号及び第三号中「配偶者」の下に「又はパートナ－シップ関係の相手方」を加え、同条第四号中「配偶者が」を「配偶者又はパートナ－シップ関係の相手方が」に改め、「又は配偶者」の下に「若しくはパートナ－シップ関係の相手方」を加え、同条第五号中「配偶者」の下に「又はパートナ－シップ関係の相手方」を加える。

第四条第一項中「配偶者」の下に「又はパートナ－シップ関係の相手方」を加える。

第五条第一号及び第二号中「配偶者」の下に「又はパートナ－シップ関係の相手方」を加え、同条第三号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナ－シップ関係の相手方のいずれも」に改め、同条第四号中「（配偶者の）」を「又はパートナ－シップ関係の相手方（配偶者及びパートナ－シップ関係の相手方のいずれも）」に改め、同条第五号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナ－シップ関係の相手方のいずれも」に改め、同

も」に改める。

第六条中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。
別記第一号様式中

「 12 ※欄は記入しないこと。

」を

「 12 ※欄は記入しないこと。

13 パートナーシップ関係の相手方のある者については、「配偶者」とあるのを「パートナーシップ関係の相手方」と読み替えて記入する。

に改める。

別記第二号様式中「配偶者」の次に「パートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第四十三号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十年四月東京都北区規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別記第十号様式及び別記第十七号様式中「家族」を「親族等」に改める。
付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第四十四号

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改め、同項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改める。

第五条第一項中「係る法第十九条第一項第一号」を「係る法第十九条第一号」に、「利用している法第十九条第一項第一号」を「利用している同号」に改め、同条第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「小学校就学前子ども及び」を「小学校就学前子どもの数及び」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改める。

第六条第四項第三号ア(ア)中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同号ア(イ)中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同号イ(イ)中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同号イ(イ)中「第十九

条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第七条第一項第三号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改め、同項第四号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第八条第四号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改める。

第十一条第一項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条

第二項中「法第十九条第一項第一号に掲げる」を「同号に掲げる」に、「第十九条

第一項第一号又は」を「第十九条第一号又は」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改める。

第十二条第一項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条

第二項中「係る法第十九条第一項第一号」を「係る法第十九条第一号」に、「第十

九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「法第十九条第一項第一号に掲げる

小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「第十九条

第一項第一号又は」を「第十九条第一号又は」に改める。

第十三条第二項中「、法第十九条第一項第三号」を「、法第十九条第三号」に、

「定める法第十九条第一項第三号」を「定める同号」に改める。

第十四条中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第四十五号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項中「含む。以下同じ。」の下に「又は同項のパートナシツプ関係（以下「パートナシツプ関係」という。）を「配偶者等」に改め、同条第九項中「親族関係」の下に「又はパートナシツプ関係」を加える。

第七条の四第十項中「親族関係」の下に「又はパートナシツプ関係」を加える。
第二十条第三項各号及び第四項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第二十一条第一項中「配偶者又は当該職員と同性パートナシツプ関係（婚姻関係と同等の實質を有する戸籍上の性別が同一である二人の者（その者の一方又は双方が配偶者を有する場合を除く。）による社会生活関係をいう。以下同じ。）にある者（以下「同性パートナー」という。）（以下「配偶者等」という。）を「配偶者等」に改める。

第二十三条第一項中「同性パートナー関係」を「パートナシツプ関係」に改める。
第二十五条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、「第三号まで」の下に「、

第八号及び第九号」を加え、同項第八号を次のように改める。

八 パートナーシップ関係の相手方

第二十五条第一項第九号及び別表第三中「同性パートナー」を「パートナーシップ関係の相手方」に改める。

別記第三号の二様式中「及び第7条の4」を「第7条の4」に、「~~配偶者~~」を「~~配偶者~~」に改める。

別記第三号の三様式中「及び第7条の4」を「第7条の4」に、「~~配偶者~~」を「~~配偶者~~」に改め、「~~継続関係~~」の次に「~~又はパートタイム継続関係~~」を加える。

別記第五号様式中「~~継続関係~~」の次に「~~又はパートタイム継続関係~~」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第三号の二様式、第三号の三様式及び第五号様式の規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長 山田加奈子

東京都北区規則第四十六号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年三月東京都北区規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項第一号中「同じ。」の下に「又は条例第九条の二第一項のパートナーシップ関係（以下「パートナーシップ関係」という。）の相手方（以下「配偶者等」という。）」を加え、同項第二号及び第三号並びに同条第四項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第二十一条の二第一項中「配偶者又は当該会計年度任用職員と同性パートナー関係（婚姻関係と同等の実質を有する戸籍上の性別が同一である二人の者（その者の一方又は双方が配偶者を有する場合を除く。）による社会生活関係をいう。以下同じ。）にある者（以下「同性パートナー」という。）（以下「配偶者等」という。）」を「配偶者等」に改める。

第二十三条第一項中「同性パートナー関係」を「パートナーシップ関係」に改める。

別表第三中「同性パートナー」を「パートナーシップ関係の相手方」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第四十七号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年三月東京都北区規則第五号）
の一部を次のように改正する。

第一条の四第二号中「同じ。」の下に「又は条例第二条の三第二号のパートナ
ーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）を
加え、同号ハ中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。
第二条第一項第二号中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手
方」を加える。

別記第一号様式中

「
5 配偶者
」

を

「
5 配偶者又は
パートナーシップ
関係の相手方
」

に、「配偶

者」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の育児休業等に関する条例施行規則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月三十日

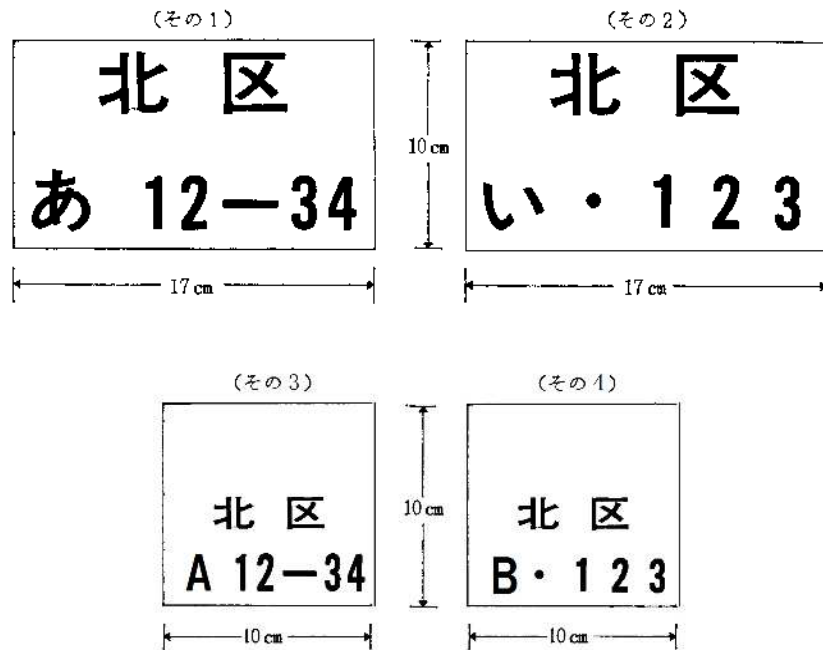
東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第四十八号

東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区特別区税条例施行規則（昭和六十二年三月東京都北区規則第十六号）
の一部を次のように改正する。

別記第二十号様式を次のように改める。



備 考

- 1 標識番号は、図示の例により、区名並びに平仮名又はローマ字及び4けた以下の数字をもつて表示すること。この場合において、数字が4けたであるときは図（その1）、数字が3けた以下であるときは図（その2）の例による。
- 2 備考1後段の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車に係る標識番号の表示にあつては、数字が4けたであるときは図（その3）、数字が3けた以下であるときは図（その4）の例による。
- 3 標識番号は、浮出しとする。
- 4 標識の塗色は、次による。
 - (イ) 条例第39条第1項第1号イの原動機付自転車にあつては、白色
 - (ロ) 条例第39条第1項第1号ロの原動機付自転車にあつては、薄黄色
 - (ハ) 条例第39条第1項第1号ハの原動機付自転車にあつては、薄桃色
 - (ニ) 条例第39条第1項第1号ニの原動機付自転車にあつては、薄青色
 - (ホ) 条例第39条第1項第2号の小型特殊自動車にあつては、薄緑色
 - (ヘ) 軽自動車税（種別割）が課されない原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、白色
- 5 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京都北区特別区税条例施行規則別記第二十号様式の規定により交付されている標識は、この規則による改正後の東京都北区特別区税条例施行規則別記第二十号様式の規定による標識とみなす。

東京都北区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則を廃止する規則を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第四十九号

東京都北区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則を廃止する規則
東京都北区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則（平成二十九年三月東京
都北区規則第二十三号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

東京都北区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五十号

東京都北区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十二条第一項の規定により区長の職務を代理する副区長の順序は、次のとおりとする。

第一順位 中嶋 稔

第二順位 犬飼 武

付 則

この規則は、令和五年七月二日から施行する。